

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づき組織することとし「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

※この協議会で対象とする日野川水系とは、一級水系日野川のうち、日野川、法勝寺川を示す。

(目的)

第2条 日野川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 3 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 4 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 5 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。

- 2 協議会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、必要に応じ委員を追加することができる。
- 3 幹事会は、前項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

(ダム洪水調節機能部会)

第6条 日野川水系における既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた取組にあたり必要となる治水協定等について協議を行うため、日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会（以下「ダム部会」と言う。）を置く。

2 ダム部会は、ダム洪水調節機能部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局日野川河川事務所及び鳥取県県土整備部河川課が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年	7月	6日から施行する。	(第1回協議会の日)
平成29年	5月19日	一部改正	(第3回協議会の日)
平成29年	11月16日	一部改正	(第4回協議会の日)
平成30年	5月15日	一部改正	(第5回協議会の日)
令和2年	5月28日	一部改正	(第8回協議会の日)
令和3年	6月3日	一部改正	(第10回協議会の日)
令和4年	5月30日	一部改正	(第11回協議会の日)
令和5年	5月30日	一部改正	(第12回協議会の日)

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 委員

(委員)	米子市長
	南部町長
	伯耆町長
	日吉津村長
	鳥取県 危機管理局長
	鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局長
	気象庁 鳥取地方气象台長
	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所長
	国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所長
(事務局)	鳥取県県土整備部 河川課
	国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所

日野川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会 委員

(委員)	米子市	防災安全課長
	米子市	都市整備部次長兼道路整備課長
	南部町	防災監
	伯耆町	総務課長
	伯耆町	地域整備課長
	日吉津村	総務課長
	鳥取県	危機管理局 副局長兼危機管理政策課長
	鳥取県	西部総合事務所 計画調査課長
	気象庁	鳥取地方气象台 防災管理官
	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所 道路副所長
	国土交通省中国地方整備局	日野川河川事務所 河川副所長
(事務局)	鳥取県県土整備部	河川課
	国土交通省中国地方整備局	日野川河川事務所

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会

設置要綱

（目的）

第1条 「日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会」（以下「ダム部会」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として設置するものであり、ダム部会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生の防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

（ダム部会の実施事項）

第2条 ダム部会は、次の事項を実施する。

- 1 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 2 河川管理者と対象ダムとの間の情報網の整備に必要な協議。
- 3 事前放流の実施に必要となるダムの操作の操作規程等への反映に必要な協議。
- 4 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 5 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 6 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

（ダム部会の対象ダム）

第3条 ダム部会は、日野川水系における、菅沢ダム、賀祥ダム、朝鍋ダム、下蚊屋ダム、大宮ダム、俣野川ダムを対象とする。

（ダム部会の構成）

第4条 ダム部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 ダム部会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 ダム部会は、原則非公開とする。

(ダム部会資料等の公表)

第6条 ダム部会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、ダム部会の了解を得て公表しないものとする。

2 ダム部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

3 ダム部会の結果を日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 ダム部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、鳥取県県土整備部河川課及び中国地方整備局日野川河川事務所が務める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ダム部会の運営に関し必要な事項については、ダム部会で定めるものとする。

(附則) 本要綱は、令和2年5月27日から施行する。

令和3年10月29日 一部改正

別表 1

日野川水系大規模氾濫時の減災対策協議会ダム洪水調節機能部会

(構成員)

米川土地改良区理事長

大山山麓地区土地改良区連合理事長

中国電力株式会社 東部水力センター所長 米子市水道局 計画課長

鳥取県企業局 工務課長

江府町 産業建設課長

米子市 防災安全監

伯耆町 地域整備課長 大山町 農林水産課長

鳥取県県土整備部 米子県土整備局 河川砂防課長

農林水産省中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長

気象庁 鳥取地方气象台 防災管理官

国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所長

(事務局)

鳥取県 県土整備部 河川課

国土交通省中国地方整備局 日野川河川事務所